

## 一元適用事業用

\*事業の種類により、一元適用事業と二元適用事業に区別され、加入手続きの方法が若干異なりますが、事業主の方は、新たに適用事業となった（被保険者となる労働者を雇用した）日の翌日から10日以内に、事業所を管轄する労働基準監督署（労災保険）及び公共職業安定所（雇用保険）に提出していただくことになっています。

【参考】☆一元適用事業＝雇用保険と労災保険の二つの保険料をまとめて取り扱う事業を言います。次の二元適用事業以外すべての事業が該当します。

☆二元適用事業＝◇土木、建設の事業、◆農林水産の事業、◇港湾労働法の適用される港湾運輸の事業  
◆都道府県、市町村及びこれらに準ずるものの行う事業

※手続き方法は、①労働保険関係成立届と労働保険概算保険料申告書を労働基準監督署に提出してください。  
②①の手続き後下記の書類を公共職業安定所（ハローワーク）に提出してください。

### 《《 提出書類と必要書類 》》

#### ※提出書類

- (1)労働保険関係成立届（事業主控）
- (2)労働保険概算保険料申告書（事業主控）
- (3)雇用保険事業所設置届
- (4)雇用保険被保険者資格取得届

※添付書類＝下記の(5)～(9)の書類を添付してください。

※十分に確認が取れない場合などは、ご提出の添付書類以外の書類のご提出をお願いします。

#### ☆事業主関係の必要書類

(5)法人の場合＝登記事項証明書（原本）・個人事業の場合＝事業主世帯全員の住民票写し（原本）

(6)事業所の実在を確認できる書類

①自社ビル又は事業主所有家屋＝不動産登記記載証明書又は公共料金請求書（領収書）

②賃貸家屋＝賃貸契約書

\*上記①②で確認が取れない場合は、最近事業所に届いた郵便物（消印のあるもの）

(7)事業実態を確認できる書類＝営業許可証、営業登録証、開設許可証、開業証明書、代理店契約書

（・はそれぞれ一式） 請負契約書、事業の中身が分かる原料買付・出荷・売上伝票、  
事業の中身が分かる納品・請求・領収書（物とお金の出入りが確認できるもの） 等  
以上の実態確認書類のうちあるだけすべてお持ちください。

#### ☆被保険者関係の必要書類

(8)雇い入れ日の確認できる書類＝労働者名簿、出勤簿（タイムカード）、雇入通知書

(9)労働条件を確認できる書類（パート・アルバイトの場合のみ）＝労働条件通知書、雇入通知書 等

※6ヶ月以上遡って加入する場合（確認した日から最大2年間）は、上記の確認書類をお預かり  
させていただき、すぐにはお手続きすることができませんのでご了承ください。詳しくは窓口  
で説明させていただきます。

\*十分に確認が取れない場合などは、上記の書類以外のご提出や、お預かりとなる場合があります。

また、事業所に直接訪問のうえ、事業実態及び雇用状況について確認させて頂くことがあります。

\*受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとなっておりますが、オンラインでの処理となりますので、時間に余裕を持ってお越しください。

\*\*\* お問い合わせは \*\*\*

池田公共職業安定所（ハローワーク池田）雇用保険適用課（2階⑥番窓口）までお願いします。

電話 072-751-2595（21#） H27.2.10HP